

付 議 第 4 号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 26 年 9 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例議案

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成26年 9 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第
21号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「並びに」を「及び」に改める。

第17条第2項の表中「定期の健康診断」を「定期健康診断」に改め、同条第3項中「保
育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に
改める。

第19条中「児童福祉施設」を「児童福祉施設（保育所を除く。）」に改め、同条に次の
1項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ
ならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、保護者に対して費用の支払を求める理由及び費用の額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

第22条第3項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第47条第8号イの表4階以上の項中

避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に掲げる構造の屋外階段
-----	-------------------------------

を

避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段（同条第1項の階段の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる構造を満たすものに限る。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に掲げる構造の屋外階段</p>
-----	--

に改める。

第53条及び第54条を次のように改める。

（業務の質の評価等）

第53条 保育所は、自ら、その行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第54条 削除

第72条第2項中「に規定するほか」を「の規定によるほか」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例議案説明

この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正を考慮し、児童福祉施設のうち保育所の設備及び運営に関する基準について、新たに施設の運営についての重要事項に関する規程の整備及び業務の質の評価等を義務付ける等必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例（抜粋）

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例（抜粋）

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

第3条 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

（1）～（3） 略

（1）～（3） 略

（4） 法第45条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次条から第114条まで及び附則第2項から第11項までに定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

（4） 法第45条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次条から第114条まで並びに附則第2項から第11項までに定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

（入所した者及び職員の健康診断）

（入所した者及び職員の健康診断）

第17条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による健康診断に準じて行わなければならない。

第17条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それ

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それ

ぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	<u>定期健康診断</u> 又は臨時の健康診断

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じて、入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 略

(規程の整備)

第19条 児童福祉施設 (保育所を除く。) は、次に掲げる事項のうち必要な事項について規程を定めておかなければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、施設の管理についての重要事項

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、保護者に対して費用の支

ぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	<u>定期の健康診断</u> 又は臨時の健康診断

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じて、入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 略

(規程の整備)

第19条 児童福祉施設 は、次に掲げる事項のうち必要な事項について規程を定めておかなければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、施設の管理についての重要事項

払を求める理由及び費用の額

(6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

(7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
(苦情への対応)

第22条 略

2 略

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る都道府県又は市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区を含む。以下同じ。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 略

(設備の基準)

第47条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物はア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物はイからクまでの

(苦情への対応)

第22条 略

2 略

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区を含む。以下同じ。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 略

(設備の基準)

第47条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物はア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物はイからクまでの

要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	略
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段（同条第1項の階段の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる構造を満たすものに限る。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	略
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段（同条第1項の階段の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限

要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	略
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段（同条第1項の階段の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる構造を満たすものに限る。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	略
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段（同条第1項の階段の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限

		<p>り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる構造を満たすものに限る。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上	常用	略
	避難用	<p>1 <u>建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段（同条第1項の階段の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる構造を満たすものに限る。）</u></p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 <u>建築基準法施行令第123条第2項各号に掲げる構造の屋外階段</u></p>

		<p>り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる構造を満たすものに限る。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上	常用	略
	避難用	<u>建築基準法施行令第123条第2項各号に掲げる構造の屋外階段</u>

ウ イの表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ〜ク 略

(業務の質の評価等)

第53条 保育所は、自ら、その行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

6 2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第54条 削除

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第64条 略

ウ イの表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ〜ク 略

(公正な選考)

第53条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定に基づき当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第54条 法第56条第3項の規定に基づく徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合には、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮してこれを定めなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第64条 略

2 略

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じて行う実習、講習等の支援によりこれを行わなければならない。

4 略

(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第72条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じて、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

2 前項の規定によるほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第64条第3項の規定を準用する。

2 略

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じて行う実習、講習等の支援によりこれを行わなければならない。

4 略

(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第72条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じて、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

2 前項に規定するほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第64条第3項の規定を準用する。